

平成27年10月6日

説明書（補足）（案）

新国立競技場整備事業の競争参加資格確認後の配付資料等については、以下のとおり。

1. 競争参加資格を有する者への配付資料

競争参加資格を有する者に対して、以下の資料を配付する。(1)、(2)の配付資料は秘密保持の対象とし、技術提案書提出時に返却する必要があるため、留意すること。

なお、業務要求水準書目次に記載する「技術提案参加者に守秘義務契約を締結」及び平成27年9月28日までの回答書に記載する「競争参加資格確認結果の通知後に、守秘義務契約を締結」については、「秘密保持に関する誓約書」の提出をもって同等とみなすこととする。

また、質問番号100に対する回答に記載する「受注者に対する資料提供」並びに質問番号448及び449に対する回答に記載する「第I期事業契約の締結後、受注者に対し資料提供」については、「競争参加資格を有する者に対する資料提供」とすることとした。

(1) 業務要求水準書<技術提案参加者に守秘義務契約を締結した上で示す資料>

- 技術提案参加者への資料1 【参考資料2】「敷地測量図」のCADデータ
- 技術提案参加者への資料2 【参考資料3】「地盤調査報告書」に係る資料
- 技術提案参加者への資料3 【参考資料7】「新設下水道千駄ヶ谷幹線」に係る資料
- 技術提案参加者への資料4 行政協議等一覧
- 技術提案参加者への資料5 東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書
- 技術提案参加者への資料6 神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書の一部見直し報告書(A-2地区)
- 技術提案参加者への資料7 交通実態調査報告書
 - ① 平成24年10月実施 ②平成26年6月実施
 - ③ 平成26年7月実施 ④平成26年9月実施

(2) 平成27年9月11日までに受け付けた質問のうち、競争参加資格を有する者のみを回答対象とする回答書

- 質問番号35に対する回答 「競技用照明(LED照明器具)の仕様及び配線計画」組織委員会の承諾の条件
- 質問番号100に対する回答 インフラ整備状況
- 質問番号111、112、553に対する回答 VVIP、VIPエリア、プレジデンシャルボックスの安全性確保のための、防弾ガラスの範囲と防弾グレード(銃種類によるレベル)
- 質問番号125に対する回答 VVIP用駐車場の出入口の車両突入防止対策(ボラード等)のボラードの必要数量、仕様等
- 質問番号448に対する回答 VVIPの別の専用動線を確保する必要がある緊急時とはどのような時かについて

質問番号 449 に対する回答 VVIP の別の専用動線はエレベーターと階段が必要かについて

(3) 正誤表 (平成 27 年 10 月 6 日付け)

2. 配付の方法

(1) 配付場所

独立行政法人日本スポーツ振興センター 管理部調達管財課
東京都港区北青山二丁目 8 番 35 号

(2) 配付の方法

本説明書 (補足) と同時に配付する。

3. 本説明書等に対する質問

説明書 1 5 (3) のとおり、競争参加資格を有する者 (共同企業体の場合は代表者) から、以下の要領で質問を受け付ける。

(1) 本説明書等に対する質問がある場合には、説明書 1 5 (1) の様式により提出すること。

① 提出期間

平成 27 年 10 月 7 日 (水) から平成 27 年 10 月 27 日 (火) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

② 提出場所

2 (1) に同じ。

③ 提出方法

提出場所へ持参、郵送 (書留郵便に限る。) 又は託送 (書留郵便と同等のものに限る。) により提出すること。紙媒体で提出後、電子データの提出を求める。

④ 応募者が様式に別紙参照等の記載をした上で任意の別紙を添付する等、様式を逸脱する方法により提出した書類には回答しない。

⑤ 質問書の提出に当たっては、事前に公表されている回答書の内容を確認すること。

(2) 上記の質問に対する回答は、競争参加資格を有する者に通知する。また、秘密保持対象の情報を含む質問及び回答を除き、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間

平成 27 年 11 月 2 日 (月) から平成 27 年 11 月 13 日 (金) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

ただし、回答は作成したものから順次閲覧に供するものとする。

② 閲覧場所

2 (1) において閲覧に供する。

③ 上記の閲覧にあわせて、J S C ホームページに掲載する。

(3) 質問書及び回答書は、新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会に報告する。

4. 技術的事項の確認

技術提案書の評価に当たって、技術提案書の内容について確認しておくべき技術的事項があ

る場合は、応募者に確認する。

技術的事項の確認の一貫として、応募者は、あらかじめ、別紙「要求水準に関するチェックシート」を作成し、平成 27 年 11 月 16 日（月）12：00 までに提出すること。

(1) 技術的事項の確認の手続き

発注者は、技術提案書の内容について技術提案等審査委員会に意見を求めた上で、「応募者に確認を要する技術的事項（以下、「確認事項」という。）」を取りまとめ、応募者に通知し、応募者に回答または追加資料の提出を求める。

応募者は、指定された期日までに、通知された確認事項に対する回答または追加資料を提出する。

なお、技術的事項の確認の経緯については、審査結果の公表後に公表する。

(2) 追加資料の取り扱い

追加資料は、技術提案書の一部として取り扱うものとし、審査の対象とする。

(3) 資料の提出先

2（1）に同じ。

(4) その他

技術的事項の確認のスケジュール等の詳細は、確認事項を応募者に通知する際にあわせて通知する。

5. ヒアリング

技術提案書の提出者に対して、ヒアリングを行う。

(1) 日程

未定

(2) 場所

2（1）内の会議室において実施する。

(3) 出席者

総括代理人、管理技術者、監理技術者（建築）を含む最大 7 名出席できることとする。

(4) 実施方法

あらかじめ提出した技術提案書の内容について説明する。

(5) その他

① ヒアリングにおいて知り得た情報は、当センターが公表するまでの間、秘密保持の対象とするので、取扱いに十分留意すること。

② その他の詳細については、別途通知する。

6. 技術提案書の公表

技術提案書の公表時期については優先交渉権者の決定後としていたが、選定プロセスの透明化を図るため、技術的事項の確認後に技術提案書の内容を公表する。

このことについて、応募者の権利、利益等を損なうことの無いよう、あらかじめ応募者の意向を確認するため、技術提案書作成要領・別紙様式 1 の提出時に、技術的事項の確認後に技術提案書の内容を公表することについての意向を記載すること。

応募者は、技術提案書の提出時に、技術提案書（複写）に非公表とする範囲を黒塗りした資料（1部及び同内容のPDFファイル）を作成し、添付すること。

技術的事項の確認後に技術提案書を公表することについて、応募者が同意するか否かは、審査に影響しないものとする。

なお、技術的事項の確認後に技術提案書を公表することに同意しない場合も、説明書22に記載のとおり、審査結果の公表後に技術提案書を公表する。

(参考)

説明書 22 提出資料の取り扱い

(3) 本手続のために提出された資料は、本手続以外に応募者に無断で使用しないが、提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、応募者に確認の上、応募者の権利、利益等を損なう恐れのある部分を除き、8（5）の手続後に公表する。このほかの提出資料の非公表を希望する者は、非公表を希望する書類名を参加表明書に記載すること。